



地域の身近な相談役

民生委員・児童委員

地域福祉の担い手として活動する民生委員・児童委員。住民の相談に応じ、その生活課題の解決に当たるとともに、地域全体の福祉増進にも取り組んでいます。

【問い合わせ】新館地域福祉課(☎24-2111内線593)

任期は3年間。今年は一斉改選の年

民生委員・児童委員の任期は民生委員法により3年間と定められていて、現委員は平成31年11月30日に任期満了となり、全国一斉に改選が行われます。

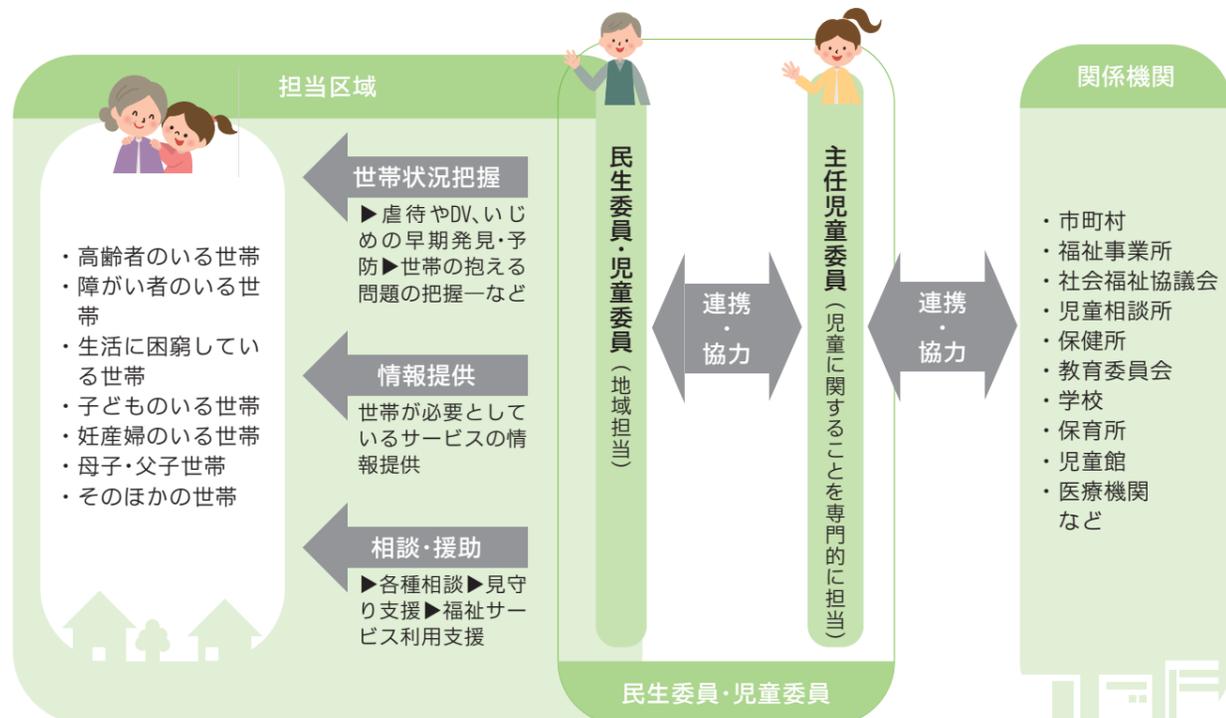
民生委員・児童委員は国の配置基準を基に県が定数を決め、各地域から推薦のあった人について所定の手順を経て厚生労働大臣が委嘱します。

民生委員・児童委員の七つの働き

- 1社会調査**…担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
- 2相談**…地域住民が抱える課題に、相手の立場に立ち親身になって相談に乗ります。
- 3情報提供**…社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 4連絡通報**…住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体などに

- 連絡。必要な対応を促すパイプの役割を果たします。
- 5調整**…住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。
- 6生活支援**…住民が求める生活支援活動を行うとともに、支援体制をつくっていきます。
- 7意見具申**…活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員・児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

民生委員・児童委員の活動



3月1日(金)～7日(木)は春季全国火災予防運動

『忘れてない？ サイフにスマホに火の確認』



山火事・野火火災に注意！

市内では毎年3月から5月にかけて、枯草焼きやたき火が原因で火災が多数発生しています。山火事や建物火災に延焼拡大することもあるので、次のことを守り火災を起こさないよう注意しましょう。

山火事・野火火災防止のキーワード

「み・か・た・は・確認」

- 「み」…水を準備する
 - 「か」…風の強い日は行わない
 - 「た」…たくさん燃やさない
 - 「は」…離れない
 - 「確認」…消火の確認
- 万が一燃え広がったときは、慌てずに119番通報しましょう



一人一人が気を付けて、大切な森林資源を守りましょう。

乾燥する春、火災に注意

春は、空気が非常に乾燥するため、ちょっとした不注意から火災が発生しやすくなります。日頃の心掛けで火災を防ぎ、被害を最小限に抑えることができません。火の取り扱いや後始末には十分に気を付けるとともに、万が一に備えて消火用具を準備しましょう。

■住宅火災、いのちを守る
七つのポイント
▼三つの習慣
○寝たばこはしない

○ストーブは燃えやすいものから離して使用する

○ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す

▼四つの対策

- 逃げ遅れ防止のため、住宅用火災警報器を設置する
- ※全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する
- 火を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する
- 高齢者や体の不自由な人を守るために、近所との協力体制をつくる

◎平成30年の火災発生概要(花巻管内)

区分	平成30年	前年比
火災発生件数	42件	+3件
建物火災	23件	-1件
林野火災	4件	+2件
車両火災	5件	+3件
その他火災	10件	-1件
死傷者数	死者数	5人
	負傷者数	5人

【問い合わせ】消防本部予防課
(☎22-6123)

平成30年の火災発生状況

昨年、火災は42件発生。その原因は「たき火・草焼き」が最も多く、約4割を占めています。

平成30年末から全国的に建物火災による死傷者が増加しています。火災を早期に発見し、尊い命を守るため、住宅用火災警報器の設置と、適切な維持管理をお願いします。